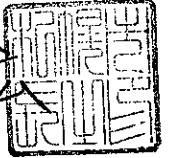


札幌市火葬場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月 29 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第23号

札幌市火葬場条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市火葬場条例施行規則（昭和59年規則第53号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い）

第10条 条例第10条第1項の規定により指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合における第3条及び第7条第7号の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第1項中「様式1」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。